

歴史認識と日韓の「和解」への道（その1）

——安重根東洋平和論研究は、日本を孤立から救うか？——

戸塚悦朗

はじめに

故田中規夫先生が龍谷大学法科大学院研究科長として在職当時、筆者も同研究科教授会のメンバーだった。そのため、龍谷大学が保管する安重根義軍参謀中將の遺墨の一般公開運動を始めた筆者は、教授会で大学執行部への要請について先生にご協力をお願いした。筆者は、2010年3月定年退職した。他方、田中先生は副学長になられた。その後も、安重根義軍参謀中將の東洋平和論に関する韓国との間の国際研究会で先生にお会いすることがあった。あるとき、龍谷大学を代表する立場で挨拶された先生は、国際法の専門家として戦争に関する国際法学を紹介された。何事にもしっかりと筋を通される原則に忠実な先生のお話を感銘深く伺ったことを忘れることができない。激務をおして私たちの企画のために田中先生から頂いた暖かなご支援に感謝したい。本論文を通じて、故田中教授のご協力とご支援に厚くお礼申し上げるとともに、先生のご冥福をお祈り申し上げる次第です。本論文集が、田中先生の追悼号にふさわしいものとなることを念願してやみません。

以下の論文は、2015年が、戦後70年・日韓条約50年にあたることから、「韓国併合」100年以後の5年間の安重根東洋平和論に関する研究成果を振り返ることに焦点を当てている。2015年3月28日「戦後70年、日韓条約50年にあたって——日韓の「和解」のための歴史認識とは？」と題し、龍谷

大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センターなどが主催した国際シンポジウム¹で筆者が講演した際、配布した資料に若干の加筆修正を加えたものである²。

1. 「沈黙」を破った「100年ネット」の貢献

冒頭にあげた国際シンポジウムを企画した主催団体の一つである「韓国併合」100年市民ネットワーク（100年ネット）³による活動は、「韓国併合」100年の年であった2010年を節目として、安重根東洋平和論に関する日韓の運動・研究の交流に顕著な貢献を果たしたことを高く評価したい。100年ネットは、その活動の指針とするため、「反省と和解のための市民宣言」（資料1）を採択した。同宣言は、日本による植民地支配に関する調査や謝罪及び正当な補償がなされないまま、被害者が放置されてきたことを反省し、「それこそが日本と朝鮮半島に暮らす人々の間で真の友好と信頼関係の構築を妨げてきたと考えます。こうした日本による植民地支配の罪責を省み、この歴史責任を果たさねばなりません」とした。その貢献の最大の成果は、100年間もの長きにわたって日本における歴史認識を停滞させてきた「沈黙」を破ったことにある。筆者は、そのように評価している。

その5年後である、今年、2015年は、「戦後70年、日韓条約50年」にあたる。その節目に、2010年を前後して、わたしたちがどのような成果を上げることができたのかを振り返り、今後を展望してみたい。それが日韓の

1 国際シンポジウム〈戦後70年、日韓条約50年にあたって——日韓の「和解」のための歴史認識とは？〉、主催団体：龍谷大学社会科学研究所付属安重根東洋平和研究センター・安重根東洋平和論研究会・立命館大学コリア研究センター・「韓国併合」100年市民ネットワーク、日時：2015年3月28日（土）13：30～17：30 場所：龍谷大学アバンティ響都ホール。

2 それに資料を加えるなど若干の修正をしたが、本質的な変更はない。

3 <http://www.nikkan100.net/shokai.html> 2015年3月11日閲覧。

「和解」のための歴史認識の変革の出発点となるであろうと考えるからである。

2. 2010年までの主な研究成果

『今、「韓国併合」を問う～強制と暴力・植民地支配の原点～』（日本語）の出版

日本では、2010年3月26日、安重根義軍参謀中将の処刑100周年の日に、100年ネット編集のブックレット『今、「韓国併合」を問う～強制と暴力・植民地支配の原点～』（アジェンダ・プロジェクト、全60頁、500円）が出版された。これは、2009年10月10日に開催された公開講演会（100年ネット主催）の講演をもとに、100年ネットが編集したものである。内容としては、李泰鎮・ソウル大学名誉教授による1910年「韓国併合条約強制の真相」という講演録と「1905年の保護条約の違法性」という論文、中塚明・奈良女子大学名誉教授による「「韓国併合」－日本とアメリカ」という講演録とともに、筆者による「1905年「韓国保護条約（?）」は捏造されたのか」という論文⁴が掲載された。筆者の論文は、日本が安重根裁判の管轄権の根拠とした1905年保護条約は、実は捏造された無効なものだったために、この裁判は不法なものだったという立論に焦点を当てるものだった。

2010年には、「韓国併合」100年を記念し、これをテキストにしてかなり多くの講演会が開催された。そのため、主として関西を中心として、このブックレットは、相当広く一般読者によって読まれた。

4 戸塚悦朗「最終講義に代えて——「韓国併合」100年の原点を振り返る——
1905年「韓国保護条約（?）」は捏造されたのか」龍谷法学42巻3号、2010年、
311-336頁を転載。

【永遠に燃え上がる炎 安重根のハルビン義挙と東洋平和論】(韓国語原書)の出版

韓国では、2009年には安重根義軍参謀中將が伊藤博文公爵を撃った義挙(1909年10月26日)の100周年を記念して多彩な企画がもたれた。その一つに、2009年10月26-27日にソウルで開催された安重根ハルビン学会主催の国際学術会議⁵があった。この会議に提出された韓国、中国、日本からの研究発表者による15の論文は、李泰鎮名誉教授編集の研究書⁶『永遠に燃え上がる炎 安重根のハルビン義挙と東洋平和論』(知識産業社、2010年12月、全568頁、33000ラン)(以下韓国語原書と言う)にまとめられ、韓国語で出版された。筆者の日本語論文「安重根裁判の不法性と東洋平和——1905年韓国保護条約の効力と関連して——」も、韓国語に翻訳され、同書に掲載された⁷。

3. 最近5年間の研究の動向

(韓国語原書研究の必要性)

上記韓国語原書は、安重根東洋平和論に関する学際的かつ国際的な共同研究の成果であり、筆者が知る限りでは、世界的にも他に類を見ない。執

5 International Conference in Commemoration of the 100th Anniversary of the Heroic Act of Patriot An Jung Geun: An Jung Geun's Argument for Peace in the Eastern World, and the Future for a Peaceful Community of Coexistence in Northeast Asia, at Korea Chamber of Commerce and Industry in Seoul, hosted by An Jung Geun-Harbin Society and Northeast Asia History Foundation, sponsored by Woori Bank and Kia Motors, October 26-27, 2009.

6 이 태진 외, 안 중근·하얼빈 학회, 영원히 떠오르는 불꽃: 안 중근 의 하얼빈 의거 와 동양 평화론: 순국 100주년 추념, 지식 산업사, 2010. (韓国語) (李泰鎮他安重根·ハルビン学会編)『永遠に燃え上がる炎 安重根のハルビン義挙と東洋平和論』知識産業社、2010年12月。

7 韓国語原書, pp. 99-145. 筆者も、この国際会議に招待され、論文が同書に掲載された。同書の編者である李泰鎮ソウル大学名誉教授に感謝したい。

筆者が国際的であるのにもかかわらず、残念ながら、韓国語で書かれている。そのため、韓国の外の研究者にとっては研究が困難であり、その存在も、国際的にはよく知られていなかった。これが、日本語、中国語、英語に翻訳・出版され、世界各地で研究がなされるようになることが望ましい。韓国語原書の研究成果が世界の多くの研究者によって共有されるようになれば、安重根東洋平和論に関する世界的な研究の出発点となるであろう。そう考えて、筆者は、この4年余の間、日本、米国、中国の関係者に折に触れて、翻訳・出版の必要性を訴えてきた。

（日本での韓国語原書研究の状況）

現在、日本では、前記企画の主催団体のひとつである安重根東洋平和論研究会（代表勝村誠立命館大学教授）が研究者有志を募って日本語への翻訳作業に取り組んでいる。

なお、この研究会は、筆者が2014年8月に講演会⁸を開催して設立を提案した研究会と名称はおなじであるが、筆者は参加していない。筆者提案の研究会は、関係者の間の意見の大きな違いから雲散霧消し、設立に至らなかった。今振り返ってみると、研究者ばかりか、市民運動家まで研究会会員候補を広く求めたところに問題があったと思う。幅の広さが裏目に出て、余りにも多様な意見が出され、結局、合意形成のための調整に失敗したのである。筆者の企画構想に弱点があった。ご協力を申し出てくださった善意の関係各位にお詫びしたい。

しかし、このときの韓国語原書の翻訳・出版に関する提案が契機になって、研究者有志が筆者の提案の枠組みの外で、同名の研究会を結成し、立命館大学コリア研究センター（センター長は勝村誠教授）との連携のもと

8 戸塚悦朗、講演「2010年菅直人首相談話と安重根義軍参謀中将の認識」、主催：「安重根東洋平和論研究会」（準）、2014年8月18日（月）18：00～20：00、立命館大学大阪梅田キャンパス第7教室。

に、研究が進んでいるとのことである。「雨降って、地固まる」の譬えもある。関係者の努力を歓迎し、研究の成功を祈りたい。

(米国での韓国語原書研究の状況)

米国では、ユージン・パク博士（米国ペンシルベニア大学 J. J. J. キム韓国研究所所長）との交流が実現した結果、同博士と李泰鎮名誉教授の共同編集で英訳プロジェクトが始まり、現在その作業が進行中である⁹。

筆者は、2014年在外研究として、米国事情研究（私費）に取り組んだ。所属研究機関としては、米国ワシントン（DC）所在ジョージタウン大学ロー・スクール¹⁰にお世話になった。研究期間は、2014年8月29日から12月21日（約4ヶ月）と短かった。研究目的は多岐にわたり、当初の研究目的は、奴隷、ヒューマンライツの起源、外国人の人権だった。比較的短期間で、これらの研究を終えることができたので、追加的な研究目的として、日韓関係、東アジア歴史研究とりわけ米国における安重根研究の現況、日米関係の研究に取り組んだ¹¹。その際の成果については、別に報告する必要があると思う。

(中国での韓国語原書研究の状況)

中国語への翻訳については、まだ具体化はしていない。しかし、韓国語原書には、中国の研究者も参加していることは、安重根東洋平和論に対す

9 U-Penn のウェブサイト：<http://www.history.upenn.edu/people/faculty/eugene-y-park>。

Visited on 2015/03/08. "Park is also co-editing with Yi Tae-Jin Peace in the East: An Chunggūn and Asia in the Age of Empires."

10 同ロー・スクールのラリー・ゴスティン教授のご好意で、この在外研究が可能になった。同教授の長年のご厚意に感謝します。

11 その際、龍谷大学社研安重根研究センターを通じて、同大学国際部の許可をいただき、海外拠点であるパークレー施設（RUBeC）を活用させていただいた。関係者の皆様のご協力に感謝します。

る中国の研究者の関心が高いことを示している。戦後70年にあたって、中国のメディアの安重根東洋平和論への関心はかなり高まっている。今後中国における研究者による韓国語原書研究への取り組みが始まることを期待したい。

（龍谷大学社研安重根東洋平和研究センターの研究）

韓国語原書に掲載された論文の末尾で、筆者は、2009年当時考えていた今後の長期的な研究の方向性を提案している。原書出版後5年目になったが、その提案を実現する作業は、まだ緒についたばかりである。提案は広範であり、個人的な努力で達成することは到底できない。筆者は、100年ネットのメンバーだけでなく、多くの日本の人々の研究への取り組みを期待していた。

2009年から2010年にかけて龍谷大学から遺墨等が韓国の安重根義士崇慕会・安重根義士記念館に貸し出されるようになったプロセスについては、既に報告した¹²。特筆すべきなのは、これを契機として、安重根東洋平和論に関する研究に、龍谷大学が以下のとおり積極的に取り組むようになったことである。

2011年3月27日龍谷大学図書館と安重根義士記念館との間で、学術研究・交流に関する協定が締結されるという重要な進展があった。これは、若原道昭龍谷大学学長（当時）と平田厚志龍谷大学図書館館長（当時）の

12 戸塚悦朗、「龍谷大学における安重根東洋平和論研究の歩み：100年の眠りからさめた遺墨（上）」、龍谷大学社会科学研究所社会科学年報第44号、2014年5月、57-66頁。

http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/5611/1/skk-np_044_006.pdf

戸塚悦朗、「龍谷大学における安重根東洋平和論研究の歩み：100年の眠りからさめた遺墨（下）」、龍谷大学社会科学研究所社会科学年報第44号、2014年5月、67-78頁。

http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/5616/1/skk-np_044_007.pdf

努力なくして実現しなかった。

2013年になってさらに大きな発展があった。龍谷大学（学長赤松徹眞文学部教授）の社会科学研究所内に、本企画の主催団体である安重根東洋平和研究センター（代表者李洙任経営学部教授。事務局長重本直利経営学部教授）が設置されたことは、画期的な前進である¹³。

龍谷大学のリーダーシップを高く評価したい。今後、龍谷大学が日本における安重根東洋平和論の研究に長期的に重要な役割を果たし続けることを期待したい。

（韓国安重根義士記念館による啓蒙・教育・研究）

安重根義軍参謀中將の遺墨は、龍谷大学と韓国の安重根義士記念館を結びつけ、上記のように日本における安重根東洋平和論研究を促進した。

筆者が初めてソウル南山にある安重根義士記念館を訪問したのは、2008年12月のことだったが、当時の記念館は、社団法人安重根崇慕会が経営する民間施設だった。施設の老朽化は、筆者の目にも見て取れた。崇慕会・記念館の要請を受けたノ・ムヒョン大統領の決定（2004年）にもとづいて、韓国政府によって新記念館が建設されることになった。2010年10月26日に開館した新記念館（館長趙東成ソウル大学経営学部教授）は建物も展示も一新しただけでなく、その活動を画期的に強化した。その後の記念館は、展示による啓蒙だけでなく、子どもたちへの教育事業から一般人・社会的指導者たちへの啓蒙活動にいたるまで、多様で活発な啓蒙・教育・研究活動に取り組んでいる¹⁴。記念館は、韓国の国内向けの活動に焦点を当てていたが、最近は、英語のウェブサイト¹⁵もでき、国際的な啓蒙活動への取り組みが進みだした。

13 龍谷大学 HP：http://www.ryukoku.ac.jp/shaken/huzoku/huzoku_top.html
2015年3月10日閲覧。

14 安重根記念館 HP：http://ahnjunggeun.or.kr/?page_id=1308。

15 Ahn Jung Geun Memorial Museum：http://www.thomasahn.org/。

2014年10月には、龍谷大学社研安重根東洋平和研究センターを招いて国際シンポジウムをソウルで開催するなど国際的研究活動も推進している。筆者は、米国での在外研究中で参加できなかったが、その成果は、龍谷大学によって報告されることを期待している。

4. 安重根裁判に関する法的研究の経緯と背景

日韓関係の専門家でもなかった筆者が、なぜ韓国語原書掲載論文のような植民地支配や安重根裁判に関する法的な研究を始めるに至ったのか。その経緯と背景について、簡略に説明しておきたい。

(国際人権法・「慰安婦」問題・植民地支配法制の研究)

筆者は、人権問題を専門とする日本の弁護士だったが、重大人権侵害の被害者の人権を擁護するためには国連人権手続を活用することが有効であるのではないかという点に着目するようになった¹⁶。そうして、1984年以降国連 NGO として、精神病患者の人権問題をはじめ、日本に関わる重大人権侵害被害者の人権擁護のために国連人権実務活動に取り組み始めた。その過程で、日本に世界人権宣言以下の国際人権法を実効的に導入する必要性を痛感し、これを活動目標に定めることになった¹⁷。

その活動の一環として、1992年2月には日本軍「慰安婦」を「性奴隷」として国連人権委員会に提起した。そのため、この問題に関して、国連を舞台として日本政府との間で法的論争を継続することになった¹⁸。日本政

16 ①（戸塚＝広田編）『精神医療と人権（1）「収容所列島日本」』亜紀書房、1984年。②（戸塚＝広田編）『精神医療と人権（2）「人権後進国日本」』亜紀書房、1985年。③（戸塚＝広田編）『精神医療と人権（3）「人間性回復への道」』亜紀書房、1985年。

17 戸塚悦朗『国際人権法入門——NGOの実践から』明石書店、2003年。

18 ① 戸塚悦朗『日本が知らない戦争責任：国連の人権活動と日本軍「慰安婦

府がどのような法的権限にもとづいて、朝鮮半島の女性を軍「慰安婦」として動員することができたのかについて研究する必要に迫られたのもそのためだった。しかし、軍「慰安婦」制度を設置する根拠法としての国内法規は見つからなかった。保守派や一部政治家の主張とは異なり、「慰安婦」制度は公娼制を規制した国内法規の適用範囲外であり、法外の秘密制度だったのである。

そこで、より上位の基本法を検討する必要があると考え、植民地支配法制の根源となった1905年韓国保護条約およびそれをもとにした1910年韓国併合条約の効力の研究を始めることになった。筆者は、1992年秋に、1905年韓国保護条約は、効力を発生していない絶対的無効のものとした1963年の国連総会向け国連国際法委員会報告書¹⁹を「発見」した。同年11月18日国連総会は、この報告書に留意し、特に国際法委員会の条約法起草に関する仕事に感謝の念を表した²⁰。この報告書の内容と「慰安婦」問題の関連についての考察は、1993年に国連 NGO である国際友和会 (IFOR) を通

「慰安婦」問題】現代人文社、1999年。② 戸塚悦朗同上韓国語版 (朴洪圭訳、ソナム出版社)、2001年。③ 戸塚悦朗『ILO とジェンダー——性差別のない社会へ』日本評論社、2006年。④ 戸塚悦朗『普及版 日本が知らない戦争責任 日本軍「慰安婦」問題の真の解決へ向けて』現代人文社、2008年。

19 問題の資料は、1963年の国連総会向け国連国際法委員会報告書 (UN Doc. A/5509, REPORT OF THE COMMISSION TO THE GENERAL ASSEMBLY, Report of the International Law Commission covering the work of its fifteenth session, 6 May-12 July 1963, Draft articles on the law of treaties, Para. 17. Article 35) である。この資料は、国連から出版されている国際法委員会の定期報告書1963年の第2巻 (UN Doc. YEAR BOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION 1963 Vol. II Documents of the fifteenth session including the report of the Commission to the General Assembly, p. 197) に載っている。

20 1963年11月18日国連総会は、決議1902 (XVIII) を採択し、この1963年国際法委員会報告書を検討し、これに留意し、特に条約法起草に関する仕事に感謝の念を表した。UN Doc. 1902 (XVIII), RESOLUTIONS ADOPTED BY THE GENERAL ASSEMBLY DURING ITS EIGHTEEN SESSION, 1258th plenary meeting, 18 November 1963.

じて、国連人権委員会に文書で報告した²¹ほか、日本の内外で逐次報告した²²。IFOR による国連への報告は、毎日新聞などメディアにも報道され²³、日本の国会でも論議された²⁴。この頃から、日韓の研究者の間で、日韓の旧条約の効力問題に関する法的論争が活発に展開されるようになった²⁵。

21 UN. Doc. E/CN.4/1993/NGO/36, Written statement submitted by the International Fellowship of Reconciliation, a non-governmental organization in consultative status (category II). この文書は、筆者が執筆を担当し、国際友和会 (IFOR) ジュネーブ首席代表 (当時) レネ・ワドロー氏によって国連人権委員会に提出された。

22 拙稿を掲載したパンフレット (国際人権研究会編『1905年「韓国保護条約」は成立していたのか』(1993年4月)) 参照。その他、民間団体が主催したいくつかのシンポジウムにおける筆者の同趣旨の講演および要旨を発表した雑誌論文がいくつかあるが、列挙は省略する。

23 ① 伊藤芳明「慰安婦問題「日韓保護条約は無効」スイスの人権組織、63年、国連委が報告書」毎日新聞93年2月16日。② “Treaties ‘were forced on Korea’ U. N. intervention urged over ‘comfort women’”, The Japan Times, February 16, 1993.

24 本岡昭次参議院議員 (当時) による参議院予算委員会 (1993年3月23日) における質問参照。

25 慎鋪厦 (シン・ヨンハ) 教授著「乙巳条約は国際法上無効である」(歴史散策 1992年6月号の翻訳。上記『1905年』38-42頁) は、捏造説である。李泰鎮 (イ・テジン) 『한국병합의 불법성 연구』(韓国併合の不法性研究) (ソウル大学出版部、2003年) 0-310頁をはじめとする李教授 (韓国史) の歴史研究 (李泰鎮編著『日本の大韓帝国強占』(カチ、1995年) ほか) は、奎章閣に保存されている大韓帝国時代の公文書を詳細に検討し、筆者の絶対的無効説と矛盾しない歴史的事実発掘の成果をあげている。李教授の学説は、慎教授 (社会学) の捏造説に近いと思われる。海野福寿教授編『日韓協約と韓国併合』(明石書店、1995年) は、金吉信著=真相調査団訳「すべての旧「条約」は、不法、無効な虚偽文書」(『海野併合』) 23-36頁をも掲載しているが、海野教授 (農業経済学) は、法的な問題については課題として残し、結論を示していない (同書、19-22頁)。当初無効説 (『1905年日韓協約無効論について』(駿台史学第91号、1994年) をとっていた海野教授は、後に合法不当論 (『韓国併合』岩波新書、1996年) を展開する代表的研究者になった。筆者が韓国での研究生生活中に、当時ソウルで研究生生活を送っていた同教授と意見を交換する機会があったが、同教授は筆者の絶対的無効説にも何の違和感をも示していなかった。後に同教授が合法不当説へと見解を変更した明確な理由をあげていない点が気になる。坂元茂樹教授 (国際法学) の「日韓保護条約の効力」『関西大学法学論集』44巻

これら日韓の旧条約の不法性に関する研究は、日本の過去に関する歴史認識および日韓・日朝の国際関係に重大な意義をもつことは明らかである。しかし、この研究が「慰安婦」動員の違法性を基礎づけるだけでなく、これを越えてそのほかの分野でどのような法的意義を持つのかについては、筆者にも判断できなかった。

(安重根遺墨公開運動・安重根裁判の不法性に関する研究)

安重根義軍参謀中将は、1909年10月26日、日本による韓国の植民地化の過程を指導した明治の元勲伊藤博文公爵をハルビン駅において射殺した韓国人独立運動活動家である。日本による裁判で死刑判決を受け、1910年3月26日処刑されるまで旅順監獄に収監されていた。その間、監獄関係者など本人に直接接した少なからざる日本人の崇敬的となった安重根義軍参謀中将は、その人たちのために多くの揮毫を残した。

100年近くのときがたち、筆者は、2003年から日本の京都にある龍谷大学で国際人権法を教えることになったが、勤務先であった龍谷大学（深草図書館）がそれら多くの揮毫のうち3幅の遺墨を保管していたことを知ることになった。それは、とくに意図したのではなく、偶然の機会に先輩教

、4・5号は、国際法上の原則については、筆者の主張と矛盾しない。しかし、同教授は代表個人の脅迫の程度については、本件では無効とするまでの事実関係の立証が十分ではないとみているのか、法的評価の点では無効説に同意していない。いずれにしても、当初筆者の提供した情報に基づいてなされた国会質問（本岡昭次参議院議員 [当時]）のころから、この問題に関する沈黙＝タブーが破れたように思う。国際法律家委員会（ICJ）主催国際シンポジウムが東京で開催されこの問題も討議されるなど、東京、ピョンヤンなどでシンポジウムが開催されたほか公開討議が進んだ。なお、ICJ 東京セミナー東京委員会編『裁かれるニッポン戦時奴隷制』日本評論社（1996年2月）参照。また、『世界』誌上論争の継続も特筆すべきだろう。韓国でも、国際シンポジウムが開催された。筆者が学術誌にこの研究を、「統監府設置100年と乙巳保護条約の不法性——1963年国連国際法委員会報告書をめぐって——」（『龍谷法学』39巻1号、2006年6月、15-42頁）として報告したのは、2006年まで遅れた。

授²⁶から聞き知ったのだった。幸運だったと言うしかない。龍谷大学の遺墨は、安重根の人物の大きさ、思想家としての資質、芸術的な才能などを象徴する見事な毛筆による書だった。人類が共有すべき歴史的文化遺産である。筆者は、そう考えて、これらの遺墨の一般公開を求める運動を始めたが、一大学教員の、ささやかな運動でしかなかった。

他方、2010年8月に日本は韓国を併合して100年の年を迎えるので、この年を意義あるものとするため、これに先立って2008年10月、民間の市民運動・「韓国併合」100年市民ネットワークが創設された。筆者も、共同代表の一人としてこの運動に参加し、遺墨公開運動への取り組みを推進した。この市民運動が成功し、2009年3月には、韓国安重根義士記念館館長（当時）であった金鎬逸中央大学校名誉教授を龍谷大学に招いて安重根東洋平和論に関するシンポジウムを開催し、遺墨等の初めての一般公開も実現することができた²⁷。その際、龍谷大学は、金館長から遺墨等の韓国への貸出要請を受けたところから、筆者もその実現のために努力した。結局、2009年長期貸出が実現した²⁸のは、日韓民間文化交流の前進であった。

シンポジウムに先立ち、金館長から安重根裁判の不法性に関する法的研究を依頼されたことが契機になって、筆者は安重根裁判の研究を始めることとなった²⁹。安重根裁判の傍聴速記録を読んで驚いたことには、日本に

26 遺墨の存在は、龍谷大学の学内でも学部長経験者など長年の勤務経験がある教員にしか知られていなかった。2003年からの勤務し始めた筆者は、その知識がなかったが、教職員組合の集まりの際、経営学部長も歴任した三島倫八教授（当時）から情報を得た。同教授のご厚情に感謝します。

27 「安重根の獄中の書3点、日本市民団体が京都で初公開」聯合ニュースによる書の写真 2009年4月1日9時44分配信 WoWiKorea <http://www.wowkorea.jp/news/korea/2009/0401/10055364.html>
2015年3月11日閲覧。

28 「独立運動家、安重根の書が故郷へ 龍谷大学が特別展に貸し出し」2009/06/16 20:28【共同通信】（遺墨と若原道昭学長（当時）の写真）<http://www.47news.jp/CN/200906/CN2009061601000620.html> 2015年3月11日閲覧。

29 このシンポジウムのときの筆者の講演は、以下の論文として発表した。戸ノ

よる安重根裁判の管轄権の根拠は、1905年韓国保護条約であるとされていたのである。そのため、それまでに蓄積してきていた日韓旧条約の研究成果がそのまま安重根裁判の不法性研究に応用できることになったのである。

この間、韓国における旧条約に関する歴史研究が、李泰鎮ソウル大学教授による条約文の原本等の実証的研究によって目覚ましい発展を遂げていた。その研究成果に強い示唆を受け、国際人権法実務を専門とする法律家として、日韓旧条約の不法性に関する研究を継続した。その成果について、2010年までの間、何度か韓国における日韓中米の研究者が集う国際学術会議に招かれ、発表の機会が与えられた。これらすべてが筆者の研究を促進した³⁰。

このように、筆者の安重根裁判研究は、1992年以来段階的に発展してきた研究の延長線上に位置づけられる。2009年までの当初の研究成果は、全体の研究の一部でしかない。全体の研究成果は、韓国語原書掲載の前記論文に集約されている。そこに至る研究の発展の過程については、筆者の研究歴全体の流れ³¹の中に位置づけて見ていただければ、幸いである。

筆者の上記の安重根裁判に関する研究は、1992年以降長年に渡って積み重ねてきたいくつかの研究の成果をまとめたものであって、法律家の論文として一応の体系をなしている。ただ、一般の読者に向けて、広く普及を期待するためには不向きである。今後普及版を執筆する必要があるが、悪文を書くことで定評がある法律家の一人として、わかりやすい文書を書くのは容易なことではない。その後、筆者に関する限り、従前の研究を補強する研究を除き、本質的に新しい研究成果が加わったこともない。韓国併

、塚悦朗「安重根裁判の不法性と東洋平和」龍谷法学42巻2号、2009年、1-27頁。

30 韓国東北亞歴史財団の支援を得ることができたので、オランダでの研究も可能になった。同財団に感謝する。

31 龍谷大学法学会、「戸塚悦朗教授 略歴および業績一覧」、龍谷法学第42巻第4号、2010年3月、447-462頁。

http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/5587/1/r-ho_042_04_014.pdf

合100年の2010年以降、この論文の内容に関連して、かなり多数の講演を日本で行った。これまでのところ、筆者の研究に対する意味のある反論は、日本でも韓国でも見当たらなかった。

5. 日本政府は、安重根を「テロリスト」と非難

筆者に対する直接の反論ではないが、ほとんど唯一の顕著な反論らしきものとしては、2014年になって日本政府が安重根について「テロリスト」という評価を強く打ち出したことに触れておく必要がある。筆者は、これを安倍晋三首相に率いられている現日本政府の脱戦後レジーム運動（戦前がえり）の象徴的な主張と受け止めている。日本で菅義偉官房長官による記者会見で発信されたもので、国内政治向けの発表だったが、内容的には、韓国・中国両政府に向けられたものだったため、世界的にも注目された³²。

テロリズムについては、世界的な関心が高まっている。にもかかわらず、残念なことだが、日本では、レッテル貼りのような政治的な言説を除けば、安重根とテロリズムについての研究も討論も、ほとんど深まっていない。テロリズムの定義ひとつとってみても、意味のある議論を聞かない。これに関連して、2014年12月にペンシルバニア大学から講演に招かれ、安重根と伊藤博文を対比しつつ、「テロリズムとはなにか？」について討論する講演会³³で、筆者の安重根裁判の不法性に関する研究成果を米国の学界に初めて紹介する幸運に恵まれたことを報告しておきたい。

32 Beijing and Seoul regard as a hero, reflects East Asia's War over history. Time, Jan. 30, 2014, http://timedotcom.files.wordpress.com/2014/01/harbin_0130.jpg?w=1100

33 Etsuro Totsuka, "What is terrorism? A Historical Case Study in East Asia—An Junggeun vs. Ito Hirobumi", Korea Current Affairs Forum Lecture, James Joo-Jin Kim Program in Korean Studies, University of Pennsylvania, Tuesday, December 2, 2014, 4:30-6:00pm.

日本でこの政府発表をめぐる研究が進まないのは、2010年前後の私たちの研究・活動成果にも関わらず、この問題について、未だに沈黙が続いていることが主な原因ではないか。このような安倍政権の主張について検討するうえで、韓国語原書は、新たな視点を提供していると言えるだろう。その点に、研究者、東アジア地域の和解に関心を持つ人々、メディア関係者などの注意を喚起したい。

6. 日本政府の植民地支配についての歴史認識と謝罪の現状

最後に、日本の状況も決して後退ばかりではないことに触れておく必要がある。

2010年8月10日韓国併合100年にあたって、菅直人首相（当時）は、「三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。」³⁴と、日本が韓国の植民地化に際して、韓国の人々の意に反して国を奪ったことを承認した。

その15年前のことだが、村山内閣総理大臣談話「戦後50周年の終戦記念

34 2010年8月10日菅直人首相談話（閣議決定後公表）は、「本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の8月、日韓併合条約が締結され、以後36年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。歴史の事実を直視する勇気とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫（わ）びの気持ちを表明いたします。……」とした。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>

日にあたって」（いわゆる村山談話。1995年8月15日）³⁵（資料2）が、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」としたのは、韓国を含めアジア諸国への日本による侵略と植民地支配の問題に関する事実の承認だった。

それは、日韓関係に限定した上記菅談話（2010年8月10日）（資料3）とは射程が異なる。村山談話と対比すると、菅首相談話は、（韓国に絞ってはいるが）日本の植民地支配が「政治的・軍事的背景の下」、「当時の韓国の人々」の「意に反して」行われたものであったことを認めた点で、一歩進んでいる。ただし、村山首相（1995年10月5日参議院本会議答弁）は、韓国併合条約を（不当だが）「法的に有効に締結され実施されたもの」だったとしていた。だが、菅首相は、韓国併合条約（を無効だったとはしていないもの）をあえて法的に「有効」だったとは主張しなかった点で村山首相のそれとは異なっていたと見るべきだろう。

7. おわりに

安重根東洋平和論研究ではないが、1998年以降、日本による韓国の植民地化の過程に関する歴史学と国際法学の視点から、日韓の旧条約の効力問題にも関わりを持つ国際的な共同研究が重ねられ、その成果が以下の2冊の日本語による研究書として出版されていることに触れておく必要がある。

① 笹川紀勝編著；李泰鎮編著『国際共同研究韓国併合と現代——歴史と国際法からの再検討』明石書店、2008年。② 笹川紀勝監修；邊英浩・都時煥編著『国際共同研究 韓国強制併合100年歴史と課題』明石書店、

35 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html

2013年。これらの研究成果は、日本による韓国の併合過程を歴史的に解明し、それが国際法上も不法性に満ちたものだったことを明らかにした。画期的な研究成果と評価できるだろう。

これら二つの出版の間に当たった2010年には、日韓の1000名を超える知識人が、「併合の歴史について今日明らかにされた事実と歪みなき認識に立って振り返れば、もはや日本側の解釈を維持することはできない。併合条約は元来不義不当なものであったという意味において、当初より null and void であるとする韓国側の解釈が共通に受け入れられるべきである」とする共同声明³⁶に署名したことは重要な成果だったと評価できるだろう。

しかし、知識人共同声明の後5年間を経たにも関わらず、日本側では、これは政治的な運動のレベルにとどまっているように見える。残念ながら、旧条約の不法性に関する日本の法律専門家による研究は、まだ顕著な進展を見せていない。その意味では、未だに大勢としては「沈黙」が続いていると言えよう。

1905年当時の日本の国際法学者たちは、日本の植民地支配の根拠となる条約が無効・不法であると判断すべき国際法学の十分な知識を持っていた³⁷。知識としては熟知していたにも関わらず、その知識を現実の日韓関係に適用して研究することを避けたのである。そればかりか、それ以降

36 「韓国併合」100年 日韓知識人共同声明」2010年5月10日。なお日韓の知識人による署名については、2010年5月10日時点では、日本側署名者名簿105名および韓国側署名者名簿109名。<https://www.iwanami.co.jp/sekai/2010/07/105.html> 2015年5月22日閲覧。なお、2010年8月10日時点では、日本側では540名、韓国側では599名が署名した。笹川紀勝監修・邊英浩・都時煥編著『国際共同研究 韓国強制併合100年歴史と課題』明石書店、2013年、445-487頁。

37 本文では省略したが、1905年「韓国保護條約(?)」の批准書は見つかっていない。筆者の1905年当時の文献研究によれば、日本側の主張する「批准不要説」を支持する学説は、世界的にも日本国内でも見当たらず、逆に「批准必要説」を支持する文献は多数発見された。戸塚悦朗「韓国併合」100年の原点と国際法——日韓旧条約の効力問題と「批准必要説」に関する文献研究——」『現代韓国朝鮮研究』(特集「日本と朝鮮半島の100年」、2010年11月)、27-37頁。

110年のちの今日に至るも、日本側法律家の沈黙が継続している。前記共同声明には、日本側では540名にもものぼる知識人が署名している。ところが、そのうち、弁護士を含めても法律家はわずかである。とくに国際法学者の署名は、極めて少数にとどまっていることに注目すべきである。その理由は未だに明らかではない³⁸。

そのような日本社会の態度については、（日本軍の中国における残虐行為について）辺見庸氏が、プリーモ・レーヴィーを引用して、「『ニッポンの戦後は、「知らずに（問わずに）すませるべきでなかったもの」を「知らず（問わずに）に済ませてしまおう」という、つよい黙契によって、むなしい擬似的平穏を保ってきたのだ』³⁹と指摘していることに注目しておきたい。

日本側の私たち、とりわけ法律家は、どのようにしてこのような「沈黙」、「黙契」を破ってゆくのかを問う必要がある。筆者は、研究の継続のみならず、研究に基づいて行動してゆく必要があると考える。

前記韓国語原書の翻訳出版などの研究が、今後世界的な枠組みの中で安重根東洋平和論研究の発展の契機となることを期待したい。そのような発展は、歴史認識の歪みの是正に役立つばかりか、日韓・日朝の相互理解と友好、その延長線上にある和解の実現に寄与するであろうし、世界的な脱植民地化の流れを加速するであろう。さらには、今後新たな100年後に向けて、この研究が、世界の平和構築のための基礎となることを念願してやまない。

2015年の重要性に鑑み、安倍晋三首相が、これまでの日本政府の立場の進展を後退させることなく、さらにこれらを一步進め、最近の日韓研究者

38 この点については、筆者はこれまでの研究でも具体的に明らかにしようと努力してきたが、いまだに解明できていない。今後もなお研究を続ける必要があると考えている。

39 辺見庸「1★9★3★7」第5章、週刊金曜日2015年5月15日（1039号）、34-37頁。

論 説

による安重根東洋平和論研究の成果を踏まえた安倍談話を発表することを期待したい。それができれば、日本政府は、国際的な孤立から日本を救うことになるだろう。

（資料1）

「韓国併合」100年を控えて、日本の市民社会から 発信する「信頼と希望創造のメッセージ」

「反省と和解のための市民宣言」

日本は、いわゆる「韓国併合条約」を強要し、1910年8月29日から35年間、朝鮮半島を植民地としました。2010年でちょうど100年の節目を迎えます。私たちは、日本に暮らす市民として、日本と朝鮮半島に暮らす人々がこの100年の歴史をふまえて、心からの和解を進め、人権と民主主義という人類の普遍的価値に基づき、東アジア、さらには世界に平和を実現することを希望し、以下のように宣言します。

『世界人権宣言』は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎である」と前文で謳い、第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」としています。また『日本国憲法』も「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と明記しています。

植民地支配は無数の被害者を生み出しました。ところが、なすべき調査や謝罪および正当な補償がなされないまま、被害者が放置されてきたことは、上記の理念に照らしても、見過ごすことはできません。それこそが日本と朝鮮半島に暮らす人々の間で真の友好と信頼関係の構築を妨げてきたと考えます。こうした日本による植民地支配の罪責を省み、この歴史責任を果たさねばなりません。

私たちは、日本と朝鮮半島の21世紀を信頼と希望の世紀として創造する

論 説

ために、『世界人権宣言』および『日本国憲法』の理念に基づいて、各自「同胞の精神」をもって行動したいと考えます。

(2008年10月25日 「韓国併合」100年市民ネットワーク設立総会採択)

<http://www.nikkan100.net/sengen.html>

（資料2）

「戦後50周年の終戦記念日にあたって」

（いわゆる村山談話）

平成7年8月15日

先の大戦が終わりを告げてから、50年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様1人1人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表わすものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします。また、アジア太平洋近隣諸国、米国、さらには欧州諸国との間に今日のような友好関係を築き上げるに至ったことを、心から喜びたいと思います。

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを2度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこ

これらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

「杖は信に如くは莫し」と申します。この記念すべき時に当たり、信義を施政の根幹とすることを内外に表明し、私の誓いの言葉といたします。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html

（資料3）

内閣総理大臣談話

平成二十二年八月十日

本年は、日韓関係にとって大きな節目の年です。ちょうど百年前の八月、日韓併合条約が締結され、以後三十六年に及ぶ植民地支配が始まりました。三・一独立運動などの激しい抵抗にも示されたとおり、政治的・軍事的背景の下、当時の韓国の人々は、その意に反して行われた植民地支配によって、国と文化を奪われ、民族の誇りを深く傷付けられました。

私は、歴史に対して誠実に向き合いたいと思います。歴史の事実を直視する勇気とそれを受け止める謙虚さを持ち、自らの過ちを省みることに率直でありたいと思います。痛みを与えた側は忘れやすく、与えられた側はそれを容易に忘れることは出来ないものです。この植民地支配がもたらした多大の損害と苦痛に対し、ここに改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明いたします。

このような認識の下、これからの百年を見据え、未来志向の日韓関係を構築していきます。また、これまで行ってきたいわゆる在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援といった人道的な協力を今後とも誠実に実施していきます。さらに、日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、韓国の人々の期待に応じて近くこれらをお渡ししたいと思います。

日本と韓国は、二千年来の活発な文化の交流や人の往来を通じ、世界に誇る素晴らしい文化と伝統を深く共有しています。さらに、今日の両国の交流は極めて重層かつ広範多岐にわたり、両国の国民が互いに抱く親近

論 説

感と友情はかつてないほど強くなっております。また、両国の経済関係や人的交流の規模は国交正常化以来飛躍的に拡大し、互いに切磋琢磨しながら、その結び付きは極めて強固なものとなっています。

日韓両国は、今この二十一世紀において、民主主義や自由、市場経済といった価値を共有する最も重要で緊密な隣国同士となっています。それは、二国間関係にとどまらず、将来の東アジア共同体の構築をも念頭に置いたこの地域の平和と安定、世界経済の成長と発展、そして、核軍縮や気候変動、貧困や平和構築といった地球規模の課題まで、幅広く地域と世界の平和と繁栄のために協力してリーダーシップを発揮するパートナーの関係です。

私は、この大きな歴史の節目に、日韓両国の絆がより深く、より固いものとなることを強く希求するとともに、両国間の未来をひらくために不断の努力を惜しまない決意を表明いたします。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>